# 富士宮市舞々木墓地貸付案内書

○墓地の所在　　富士宮市舞々木町１０７５番

○１区画の面積　　６㎡

○使用料　　１区画　６００，０００円（一括払込み）

○管理料　　１区画　年額２，７２０円（うち消費税等を含む）

○使用の制限

・墓所は、焼骨の埋蔵の目的以外に使用することができません。

○使用料の納付

・墓所の使用許可を受けた後３０日以内に、所定の使用料を一括納付していただきます。

○管理料の納付

・墓地の維持及び管理のために必要な経費として、毎年度所定の管理料を納付していただきます。

○管理料の減免

・使用者が次のいずれかに該当するときは、管理料の全部又は一部を減免することができます。

〔１〕生活保護法の規定による保護を受けているとき。

〔２〕その他市長が特別な理由があると認めたとき。

○使用料及び管理料の不還付

・既納の使用料及び管理料は還付いたしません。ただし、使用者が使用許可を受けた日から起算して２年以内に未使用のまま墓所を返還したときは、使用料の２分の１に相当する金額を還付します。このとき未納の管理料があるときは、還付金をこれに充当します。

○使用権の承継

・使用者の死亡その他の理由により、当該使用者に代わって祭祀を主宰することになった方は、当該使用者の墓所の使用権を承継することができます。使用権を承継しようとする方は、申請により市長の承認を受けなければなりません。

○墓所の返還

・墓所が不用となった方はその旨届け出て、速やかに当該墓所を返還していただきます。

○使用許可の取消し

・次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。

〔１〕使用者が死亡した日から５年を経過しても使用権を承継する者がないとき。

〔２〕使用者が３年間管理料を納付しないとき。

〔３〕使用者が法令又は富士宮市営墓地条例若しくはその規則に違反したとき。

○原状回復の義務

・墓所を返還するとき、又は使用許可を取り消されたときは、当該墓所を原状に回復していただきます。

・現状に回復されない場合は、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収いたします。

○碑石等の設置等

・碑石等の設置費用は、使用者の負担となります。

・墓所に碑石等を設置し、又は改修しようとするときは、あらかじめ届け出ていただきます。

・墓所に碑石等を設置する場合は、次の設置基準に従っていただきます。

［設置基準］

| 項　　目 | 内　　容 |
|---|---|
| 碑石等の高さ | 地盤面から３メートル以内とすること。 |
| 盛土の高さ | 地盤面から０．５メートル以内とすること。 |
| 囲いの高さ | 地盤面から０．９メートル以内とすること。 |
| 碑石等の面積の合計 | 使用墓所面積の１０分の３以内とすること。 |

○納骨後について

・納骨された方は､後日、環境未来課へ埋火葬許可証、あるいは、改葬許可証を提出してください。

＊不明な点については、環境未来課（℡２２－１１３６）に

お問い合わせください。